

猪名川上流広域ごみ処理施設組合監査委員公印規程

平成12年10月17日 監査委規程第1号

(趣旨)

第1条 本組合監査委員の公印については、この規程の定めるところによる。

(公印の管理)

第2条 公印は、慎重に取り扱い、盗難、不正使用等のないよう管守を厳重にするとともに常に鮮明にしておかなければならない。

(公印の名称等)

第3条 公印の名称、書体、印材、寸法、個数、使用区分及び管守者は、別表のとおりとする。

(補則)

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、代表監査委員が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

公印の名称	書体	印材	寸法(mm)	個数	使用区分	管守者
猪名川上流広域ごみ処理施設組合監査委員之印	れい書	つげ	方 21	1	監査委員名をもつてする文書	書記